



2020 年合格目標

# 近時の民法その他改正法対策 & 中上級者のための合格の方法論

TAC/Wセミナー 専任講師  
渋谷校 姫野 寛之  
なんば校 中山 慶一

**TAC**

249-8900-1029-13

本セミナーは、近時の民法その他改正法対策と中上級者のための合格の方法論を示すものである。

(前注) 本資料は、令和元年(2019年)8月5日時点における情報に基づき作成したものである。

— 目次 —

第1部

近時の民法その他改正法対策

P 1

第2部

中上級者のための合格の方法論

P 25

# 第1部 近時の民法その他の改正法対策

【MEMO】

# 第1章 改正法と司法書士試験

## 1 改正前の出題

司法書士試験においては、改正直前の項目が「駆け込み」的に出題されることがある。

その実績としては、財産開示手続（令和元年（2019年）5月10日成立でH31-pm7-オで出題）、抵当権消滅請求（平成15年7月25日成立でH15-am16で出題）や事業用借地権に関する改正（平成19年12月14日成立でH18-pm27で出題）等がある。

なお、近年の民法の債権分野からの出題につき、債権関係の改正を意識した出題がされているとの指摘があったが、(a)債権関係の改正項目は多岐にわたり、債権分野からの出題が改正項目と重なることが避けられず、また、(b)近年においては改正項目でない項目が意識的に出題されていると考えられるため（H28-am19：不法行為、H29-am19：不当利得）、この指摘は当たらないと思われる。

## 2 改正後の出題

### (1) 法令等の適用日

#### ① 原則

「筆記試験及び口述試験の解答に当たり適用すべき法令等は、令和X年4月1日（□曜日）現在において施行されているものとします。」（各年度の「司法書士試験受験案内」参照）

\* 平成15年4月1日に施行される商法改正により創設された委員会等設置会社（現在の指名委員会等設置会社）制度は、H15-am34で出題された。

\* 民法（相続関係）改正の一部は、平成31年度（2019年度）司法書士試験の実施日である同年7月7日には施行されていたが（施行日：令和元年（2019年）7月1日）、上記ルールに従い、試験範囲とはされなかった。

#### ② 例外

a 平成18年度司法書士試験における会社法（施行日：平成18年5月1日）の出題

法務省HP上に、会社法に基づく出題である旨のお知らせがされたが（平成17年9月9日付け）、その内容は不明である。

b 平成26年度司法書士試験における改正法（施行日：平成27年5月1日）の出題

法務省HP上に、以下のお知らせが掲載された（平成26年12月25日付け）。

平成27年度司法書士試験についてのお知らせ

平成27年度の司法書士試験の実施方法については、例年どおり、司法書士試験に関する官報公告及び受験案内でお知らせすることとなりますが、筆記試験及び口述試験の解答に当たり適用すべき法令等は、下記のとおりとされる予定ですので、あらかじめお知らせします。

記

1 商法及び商業（法人）登記に関する分野について

会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）の施行日にかかわらず、①会社法の一部を改正する法律による改正後の会社法、②会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第91号）による改正後の商法又は商業法人登記に関する法律、③①及び②に係る政省令

2 上記1以外の分野について

平成27年4月1日現在において施行されている法令等

(参考) 平成30年度司法書士試験において解答に当たり適用すべき法令について（法務省HP上で平成29年12月20日付け公開）

平成30年度司法書士試験における民法（明治29年法律第89号）の適用については、平成29年5月26日に成立した民法の一部を改正する法律及び民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による改正後のものではなく、平成30年4月1日現在において施行されている民法に基づいて解答してください。

(2) 改正後の出題

改正があった場合、数年経過した後に出题される傾向にある。

その実績としては、抵当権消滅請求（平成15年7月25日成立でH19-am14で出題）、訴えの提起前における照会等に関する改正（平成15年7月16日成立でH18-pm3で出題）等がある。

なお、供託規則の改正は、比較的すぐに出題される傾向にある。

## 第2章 改正の動向

### 1 民法

#### (1) 債権関係

- ① 可決成立日  
平成29年(2017年)5月26日
- ② 公布日  
平成29年(2017年)6月2日
- ③ 施行日  
令和2年(2020年)4月1日
- ④ 出題範囲となる年度  
令和2年度(2020年度)司法書士試験

#### ⑤ 概要

債権関係の改正項目は多岐にわたり、全ての改正項目の概要を示すことは難しいため、ここでは、改正項目のうち、法務省が「重要な実質改正事項」とする5個の改正項目の概要を示す。

- a 消滅時効に関する見直し
- b 法定利率に関する見直し
- c 保証に関する見直し
- d 債権譲渡に関する見直し
- e 約款(定型約款)に関する規定の新設

(2) 成年年齢関係

① 可決成立日

平成 30 年(2018 年) 6 月 13 日

② 公布日

平成 30(2018 年) 6 月 20 日

③ 施行日

令和 4 年(2022 年)年 4 月 1 日

④ 出題範囲となる年度

令和 4 年度(2022 年度)司法書士試験

⑤ 概 要

a 成 年

年齢 18 歳をもって、成年とする（4 条）。

b 婚姻適齢

(a) 婚姻は、18 歳にならなければ、することができない（731 条）。

(b) 737 条（未成年者の婚姻についての父母の同意）を削除する。

(c) 753 条（婚姻による成年擬制）を削除する。

c 養親となる者の年齢

(a) 20 歳に達した者は、養子をすることができる（792 条）。

(b) (a)に違反した縁組について、養親が、20 歳に達した後 6 か月を経過し、又は追認をしたときは、養親又はその法定代理人から、その取消しを家庭裁判所に請求することができない（804 条）。



(3) 相続関係

① 可決成立日

平成 30 年(2018 年) 7 月 6 日

② 公布日

平成 30 年(2018 年) 7 月 13 日

③ 施行日

改正法は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日（令和元年（2019 年）7 月 1 日）から施行する。ただし、「自筆証書遺言の方式の緩和」については公布の日から起算して 6 月を経過した日（平成 31 年(2019 年) 1 月 13 日）、「配偶者の居住の権利」については公布の日から起算して 2 年を超えない範囲内において政令で定める日（令和 2 年(2020 年) 4 月 1 日）から施行する。

④ 出題範囲となる年度

令和 2 年度(2020 年度)司法書士試験

⑤ 概要

- a 配偶者の居住の権利
- b 遺産分割等に関する見直し
- c 遺言制度に関する見直し
- d 遺留分制度の見直し
- e 相続の効力等に関する見直し
- f 特別の寄与

## 【民法（相続関係）の改正に伴う不動産登記事務の取扱いについての留意点】

民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律（平成 30 年法律 72 号。以下「改正法」という。）に伴う不動産登記事務の取扱いについての留意点について、令元. 6. 27 民二 68 号をベースとして、解説する。

なお、改正法の施行日は、**自筆証書遺言**の方式を緩和する**方策**について平成 31 年 1 月 3 日 配偶者居住権及び配偶者短期居住権の新設等について令和 2 年 4 月 1 日 その他について令和元年 7 月 1 日とされているところ、配偶者居住権及び配偶者短期居住権の新設等に係る不動産登記事務の取扱いについては、まだ登記先例が発出されていないため、ここでは解説することができない。

以下、無印は民法（相続関係）の改正後の**民法**を、「旧法」とあるのは改正前の**民法**をいう。

### 1) 遺産分割に関する見直し

#### ① 遺産の分割前に遺産に属する財産が処分された場合の遺産の範囲

遺産の分割前に遺産に属する財産が処分された場合であっても、共同相続人は、その全員の同意により、当該処分された財産が遺産の分割時に遺産として存在するものとみなすことができる（906 条の 2 第 1 項）。

また、共同相続人の一人又は数人により遺産に属する財産が処分されたときは、当該共同相続人については、前記の同意を得ることを要しない（906 条の 2 第 2 項）。

この改正後の規定は、改正法の施行の日（令和元年 7 月 1 日）以後に開始した相続について適用され、同日前に開始した相続については、なお従前の例による（改正法附則 2 条）。

#### ② 遺産の分割の協議又は審判等

共同相続人は、被相続人が遺言で禁じた場合（908 条）を除き、いつでも、その協議で、遺産の全部のほか、一部の分割をすることができる（907 条 1 項）。

また、遺産の分割について、共同相続人間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、各共同相続人は、その全部又は一部の分割を家庭裁判所に請求することができる（907 条 2 項本文）。

この改正後の規定は、改正法の施行の日（令和元年 7 月 1 日）以後に開始した相続について適用され、同日前に開始した相続については、なお従前の例による（改正法附則 2 条）。

### 2) 遺言制度に関する見直し

#### ① 自筆証書遺言

自筆証書にこれと一体のものとして相続財産（相続財産に属しない権利を目的とする遺贈が有効である場合（997 条 1 項）におけるその権利を含む。）の全部又は一部の**目録**を添付する場合には、その**目録**については、**自書**することを要しないとされ、この場合において、**遺言者**は、その**目録**の毎

葉（**自書**によらない記載がその両面にある場合にあっては、その両面に署名し、印を押さなければならない（968条2項）。

これにより、遺言書の末尾に添付されることが多い、いわゆる遺産目録については、各ページに署名し、印を押したものであれば（用紙の片面に目録の記載があるときは、署名及び押印は裏面でもよい）、パソコン等により作成したもの、遺言者以外の者が代筆したもの、登記事項証明書等を添付してこれを目録とするもの等であっても認められることとなる。

また、**自筆証書**（相続財産の目録を含む。）中の加除その他の変更は、遺言者が、その場所を指示し、これを変更した旨を付記して特にこれに署名し、かつ、その変更の場所に印を押さなければ、その効力を生じないとされているところ（968条3項）、この目録中の加除その他の変更については、同日録以外の部分と同様の方式によってすることを要する。

この改正後の規定は、改正法の施行日（平成31年1月3日）以後にされた**自筆証書遺言**について適用され、同日前にされた**自筆証書遺言**については、なお従前の例による（改正法附則6条）。

## ② 遺言執行者の任務の開始及び権利義務

遺言執行者は、その任務を開始したときは、遅滞なく、遺言の内容を相続人に通知しなければならない（1007条2項）。遺言執行者は、遺言の内容を実現するため、相続財産の管理その他遺言の執行に必要な一切の行為をする権利義務を有し（1012条1項）、遺言執行者の職務は遺言の内容を実現することにあり、必ずしも相続人の利益のために職務を行ふものではない。

また、遺言執行者がある場合には、遺贈の履行は、遺言執行者のみが行ふことができる（1012条2項）。

この改正後の規定は、改正法の施行日（令和元年7月1日）前に開始した相続に関し、同日以後に遺言執行者となる者にも適用される（改正法附則8条1項）。

## ③ 遺言の執行の妨害行為の禁止

遺言執行者がある場合には、相続人は、相続財産の処分その他遺言の執行を妨げるべき行為をすることができないところ（1013条1項）、これに違反してした行為は、無効である（1013条2項本文）。ただし、これをもって善意の第三者に対抗することができない（1013条2項ただし書）。

以上は、相続人の債権者（相続債権者を含む。）が相続財産についてその権利を行使することを妨げない（1013条3項）。つまり、相続債権者を含む相続人の債権者については、その適用がない。この相続債権者等による相続財産についての権利行使としては、相続債権者等による差押え等の強制執行等が該当する。

この改正後の規定は、改正法の施行日（令和元年7月1日）以後に開始した相続について適用され、同日前に開始した相続については、なお従前の例による（改正法附則2条）。

## ④ 特定財産に関する遺言の執行

遺産の分割の方法の指定として遺産に属する特定の財産を共同相続人の一人又は数人に承継させる旨の遺言(以下「特定財産承継遺言」という。)があったときは、遺言執行者は、当該共同相続人が対抗要件(899条の2第1項)を備えるために必要な行為をすることができる(1014条2項)。

もっとも、被相続人が遺言で別段の意思を表示したときは、その意思に従うとされた(1014条4項)。

遺言執行者は、一般に、法定代理人であると解されており、これは、改正前後で異なることはない。

これにより、不動産を目的とする特定財産承継遺言がされた場合に、遺言執行者は、被相続人が遺言で別段の意思を表示したときを除き、単独で、法定代理人として、相続による権利の移転の登記を申請することができることとなる。

なお、相続人が対抗要件を備えることは、遺言の執行の妨害行為(1013条1項)に該当しないため、当該相続人は、従前のおり、が単独で、相続による権利の移転の登記を申請することができる。

この改正後の規定は、改正法の施行の日(令和元年7月1日)前にされた特定の財産に関する遺言に係る遺言執行者によるその執行については適用しないとされた(改正法附則8条2項)。

#### ⑤ 遺言執行者の行為の効果

遺言執行者がその権限内において遺言執行者であることを示してした行為は、相続人に対して直接にその効力を生ずるため(1015条)、遺言執行者が行為をする場合には、自らの資格を示すことを要する。

この改正後の規定は、改正法の施行の日(令和元年7月1日)以後に開始した相続について適用され、同日前に開始した相続については、なお従前の例による(改正法附則2条)。

#### ⑥ 遺言執行者の復任権

遺言執行者は、自らの責任で第三者にその任務を行わせることができる(ただし、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。1016条1項)。すなわち、遺言執行者についても、他の法定代理人同様の要件で、復任権が認めらる。

この改正後の規定は、改正法の施行の日(令和元年7月1日)以後にされた遺言に係る遺言執行者について適用され、同日前にされた遺言に係る遺言執行者の復任権については、なお従前の例による(改正法附則8条3項)。

⑦ 撤回された遺言の効力

撤回された遺言(1022条から1024条まで)は、その撤回の行為が、撤回され、取り消され、又は効力を失くなるに至るときであっても、その効力を回復しないが(1025条本文、その行為が錯誤、詐欺又は強迫による場合は、この限りでない(同条ただし書)。

これは、民法の一部を改正する法律(平成29年法律44号。以下「改正債権法」という。)により、錯誤に基づく意思表示が詐欺、強迫とともに取消しの対象とされたことから(同法による改正後の95条1項)、撤回行為が錯誤に基づく場合を含め、その遺言の効力が否定されないことが明記されたものである。

この改正後の規定は、改正債権法の施行日(令和2年4月1日)から施行するとされ(改正法附則1条3号)、同日前に撤回された遺言の効力については、なお従前の例による(同附則9条)。

3) 遺留分制度に関する見直し(遺留分侵害額の請求)

遺留分権利者及びその承継人は、受遺者(特定財産承継遺言により財産を承継し又は相続分の指定を受けた相続人を含む。)又は受贈者に対し、遺留分侵害額に相当する金銭の支払を請求することができる(1046条1項)、これまで遺留分に関する権利を行使することによって当然に物権的効果が生じ、遺留分を侵害する遺贈又は贈与の全部又は一部が無効となるものとされていたものが、遺留分侵害額に相当する金銭債権が発生することとされた。

また、遺言による相続分の指定(旧法902条)、包括遺贈及び特定遺贈(旧法964条)について、遺留分に関する規定に違反することができないとする規定が削除され、遺留分に関する規定の用語についても「減殺請求権」を「遺留分侵害額請求権」に改めるといった改正がされるとともに(1048条等)、遺留分の計算方法が明確化された(1042条)。

上記改正により、従前の遺留分減殺を登記原因とする所有権の移転の登記の申請は、受理することができないこととなる。

この改正後の規定は、改正法の施行日(令和元年7月1日)以後に開始した相続について適用され、同日前に開始した相続については、なお従前の例による(改正法附則2条)。

4) 相続の効力等に関する見直し(共同相続における権利の承継の対抗要件)

相続による権利の承継は、遺産の分割によるものかどうかにかかわらず、相続分(900条及び901条)を超える部分については、登記、登録その他の対抗要件を備えなければ、第三者に対抗することができない(899条の2第1項)。

したがって、相続を原因とする権利の承継であっても、その取得した権利の全体について登記等の対抗要件を備えなければ、法定相続分を超える部分について、第三者に対抗することができないこととなる。

この改正後の規定は、改正法の施行日(令和元年7月1日)以後に開始した相続について適用され、

同日前に開始した相続については、なお従前の例による（改正法附則2条）。

#### 5) 相続人以外の者の貢献を考慮するための方策（特別の寄与）

被相続人に対して無償で療養看護その他の労務の提供をしたことにより被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした被相続人の親族（相続人、相続の放棄をした者及び相続人の欠格事由（891条）に該当し又は廃除によってその相続権を失った者を除く。以下「特別寄与者」という。）は、相続の開始後、相続人に対し、特別寄与者の寄与に応じた額の金（以下「特別寄与料」という。）の支払を請求することができる（1050条1項）。

また、特別寄与料の支払について、当事者間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、特別寄与者は、家庭裁判所に対して協議に代わる処分を請求することができる（1050条2項本文、ただし、特別寄与者が相続の開始及び相続人を知った時から6か月を経過したとき、又は相続開始の時から1年を経過したときは、この限りでない（1050条2項ただし書））。

この改正後の規定は、改正法の施行の日（令和元年7月1日）以後に開始した相続について適用され、同日前に開始した相続については、なお従前の例による（改正法附則2条）。

(4) 特別養子関係

① 可決成立日

令和元年(2019年)6月7日

② 公布日

令和元年(2019年)6月14日

③ 施行日

公布の日(令和元年(2019年)6月14日)から1年以内の政令で定める日

④ 出題範囲となる年度

令和2年度(2020年度)司法書士試験 又は 令和3年度(2021年度)司法書士試験

⑤ 概要

養子となる者の年齢に関する改正である。

a 審判の申立時における年齢の上限

(a) 原則

家庭裁判所に対する特別養子縁組を成立させるための請求の時に15歳に達している者は、養子となることができない(817条の5第1項前段)。

(b) 例外

養子となる者が15歳に達する前から引き続き養親となる者に監護されている場合において、15歳に達するまでに家庭裁判所に対する特別養子縁組を成立させるための請求がされなかったことについてやむを得ない事由があるときは、その請求の時に15歳に達している者も、養子となることができる(817条の5第2項)。

b 審判の確定時における年齢の上限

家庭裁判所の審判により特別養子縁組が成立するまでに18歳に達した者については、養子となることができない(817条の5第1項後段)。

c 養子となる者の同意

養子となる者が15歳に達している場合においては、特別養子縁組の成立には、その者の同意がなければならない(817条の5第3項)。

(5) 物権法関係

① 可決成立日

\* 現在、法制審議会で議論がされており、令和2年(2020年)の通常国会に改正法案が提出される予定である。

② 公布日

③ 施行日

④ 出題範囲となる年度

⑤ 概要

a 相続等による所有者不明土地の発生を予防するための仕組み

(a) 不動産登記情報の更新を図る方策

- ・ 相続登記の申請の義務化
- ・ 登記所による不動産登記情報の更新を図る方策

(b) 所有者不明土地の発生を抑制する方策

- ・ 土地所有権の放棄
- ・ 遺産分割の促進

b 所有者不明土地を円滑かつ適正に利用するための仕組み

(a) 共有制度の見直し

- ・ 共有物の管理や共有物の変更・処分の規律の明確化
- ・ 共有者の同意取得方法に関する規律の整備
- ・ 共有物の管理をする者に関する規律の整備
- ・ 共有状態の解消を促進する制度

(b) 財産管理制度の見直し

- ・ 特定の財産を管理する制度
- ・ 共通の財産管理人の選任
- ・ その他

(c) 相隣関係規定の見直し

- ・ 管理不全状態の除去
- ・ 越境した枝の切除
- ・ 隣地使用請求権
- ・ ライフラインと導管等設置権



(6) 親子法制関係

① 可決成立日

\* 法務大臣から法制審議会への諮問（後掲）がされた段階である。

② 公布日

③ 施行日

④ 出題範囲となる年度

⑤ 概 要

民法（親子法制）の見直しに関する諮問第 108 号を示しておく。

児童虐待が社会問題になっている現状を踏まえて民法の懲戒権に関する規定等を見直すとともに、いわゆる無戸籍者の問題を解消する観点から民法の嫡出推定制度に関する規定等を見直す必要があると考えられるので、その要綱を示されたい。

## 2 商法・会社法

### (1) 商法

商法等の一部改正

- ① 可決成立日  
平成 30 年(2018 年) 5 月 18 日
- ② 公布日  
平成 30 年(2018 年) 5 月 25 日
- ③ 施行日  
平成 31 年(2019 年) 4 月 1 日
- ④ 出題範囲となる年度  
平成 31 年度(2019 年度)司法書士試験
- ⑤ 概要

この改正は、改正前の商法のうち「第 2 編 商行為」の規定の一部（同編第 5 章から第 9 章まで）については片仮名・文語体で表記されていたため、これらの規定を全て現代用語化するものである。

なお、この改正は、商法のうち運送・海商法制に関する部分について、その内容を実質的な見直し等を行っているが、この部分の出題可能性は低いと考える。

## (2) 会社法

### ① 可決成立日

\* 法制審議会から要綱（後掲）が答申されたが、通常国会への提出が先送りとなっており、令和元年（2019年）の臨時国会に改正法案が提出されると思われる。

### ② 公布日

### ③ 施行日

### ④ 出題範囲となる年度

### ⑤ 概要

「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱」（平成31年1月16日決定）の項目を示しておく。

#### 第1部 株主総会に関する規律の見直し

##### 第1 株主総会資料の電子提供制度

- 1 電子提供措置をとる旨の定款の定め
- 2 電子提供措置
- 3 株主総会の招集の通知等の特則
- 4 書面交付請求
- 5 電子提供措置の中断

##### 第2 株主提案権

- 1 株主が提案することができる議案の数の制限
- 2 目的等による議案の提案の制限

#### 第2部 取締役等に関する規律の見直し

##### 第1 取締役等への適切なインセンティブの付与

- 1 取締役の報酬等
- 2 補償契約
- 3 役員等のために締結される保険契約

##### 第2 社外取締役の活用等

- 1 業務執行の社外取締役への委託
- 2 社外取締役を置くことの義務付け

### 第3部 その他

#### 第1 社債の管理

- 1 社債管理補助者
- 2 社債権者集会

#### 第2 株式交付

- 1 株式交付の内容
- 2 株式交付計画
- 3 株式交付子会社の株式の譲渡しの申込み等
- 4 株式交付の効力の発生
- 5 株式交付親会社の手続
- 6 株式交付の無効の訴え

#### 第3 その他

- 1 責任追及等の訴えに係る訴訟における和解
- 2 議決権行使書面の閲覧等
- 3 株式の併合等に関する事前開示事項
- 4 会社の登記に関する見直し

##### (1) 新株予約権に関する登記

新株予約権に関する登記事項についての規律を改め、募集新株予約権について第238条第1項第3号に掲げる事項を定めたときは、募集新株予約権の払込金額（同号に掲げる事項として募集新株予約権の払込金額の算定方法を定めた場合において、登記の申請の時までに募集新株予約権の払込金額が確定していないときは、当該算定方法）を登記しなければならないものとする。

##### (2) 会社の支店の所在地における登記の廃止

第930条から第932条までを削除するものとする。

- 5 取締役等の欠格条項の削除及びこれに伴う規律の整備

### 3 民事執行法

① 可決成立日

令和元年(2019年)5月10日

② 公布日

令和元年(2019年)5月17日

③ 施行日

原則として公布の日(令和元年(2019年)5月17日)から1年以内の政令で定める日

④ 出題範囲となる年度

令和2年度(2020年度)司法書士試験 又は 令和3年度(2021年度)司法書士試験

⑤ 概要

a 債務者の財産状況の調査に関する制度の実効性の向上

(a) 債務者以外の第三者からの情報取得手続を新設

(b) 現行の財産開示手続の見直し

新 法	旧 法
<p>(実施決定)</p> <p>第197条 執行裁判所は、次の各号のいずれかに該当するときは、執行力のある債務名義の正本を有する金銭債権の債権者の申立てにより、債務者について、財産開示手続を実施する旨の決定をしなければならない。ただし、当該執行力のある債務名義の正本に基づく強制執行を開始することができないときは、この限りでない。</p> <p>①② (略)</p> <p>2～6 (略)</p>	<p>(実施決定)</p> <p>第197条 執行裁判所は、次のいずれかに該当するときは、執行力のある債務名義の正本(債務名義が第22条第2号、第3号の2から第4号まで若しくは第5号に掲げるもの又は確定判決と同一の効力を有する支払督促であるものを除く。)を有する金銭債権の債権者の申立てにより、債務者について、財産開示手続を実施する旨の決定をしなければならない。ただし、当該執行力のある債務名義の正本に基づく強制執行を開始することができないときは、この限りでない。</p>

b 不動産競売における暴力団員の買受けの防止

c 国内の子の引渡し及び国際的な子の返還の強制執行に関する規律の明確化

## 4 司法書士法

### (1) 成年被後見人等の権利の制限に係る措置関係

① 可決成立日

令和元年(2019年)6月7日

② 公布日

令和元年(2019年)6月14日

③ 施行日

令和元年(2019年)9月14日

④ 出題範囲となる年度

令和2年度(2020年度)司法書士試験

⑤ 概要

(a) 成年被後見人と被保佐人は、司法書士の欠格事由ではない(司書法5条2号参照)。

(b) 司法書士が心身の故障により業務を行うことができないおそれがある場合として法務省令で定める場合に該当することとなつたときは、その者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、遅滞なく、当該司法書士が所属する司法書士会を經由して、日本司法書士会連合会にその旨を届け出るものとする(司書法16条2項)。

\* 改正後の司法書士法施行規則(本資料の作成時点では、意見募集中)

(心身の故障の届出)

第18条の2 法第16条第2項に規定する法務省令で定める場合は、当該司法書士が精神の機能の障害を有する状態となり司法書士の業務の継続が著しく困難となつた場合又は2年以上の休養を要することとなつた場合とする。

2 法第16条第2項に規定する届出は、その旨を記載した届出書に、病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添付して行わなければならない。

(2) 司法書士法人等関係

① 可決成立日

令和元年(2019年)6月6日

② 公布日

令和元年(2019年)6月12日

③ 施行日

公布の日から1年6月以内の政令で定める日

④ 出題範囲となる年度

令和2年度(2020年度)司法書士試験 又は 令和3年度(2021年度)司法書士試験

⑤ 概要

a 司法書士の使命

司法書士は、司法書士法の定めるところによりその業務とする登記、供託、訴訟その他の法律事務の専門家として、国民の権利を擁護し、もつて自由かつ公正な社会の形成に寄与することを使命とする(同法1条)。

b 一人法人

司法書士法人とは、司法書士法3条1項1号から5号までに規定する業務を行うことを目的として、同法5章の定めるところにより、司法書士が設立した法人をいう(同法22条2項2号かつこ書)。そして、司法書士法人を設立するには、その社員となろうとする司法書士が、定款を定めなければならない(司法書士法32条1項)。

\* 司法書士法22条2項2号かつこ書及び32条1項の「共同して」の文字が削除された。

c 司法書士等に対する懲戒

(a) 司法書士又は司法書士法人が司法書士法又はこの法律に基づく命令に違反したときは、法務大臣は、当該司法書士又は当該司法書士法人に対し、一定の処分をすることができる(同法47条1項柱書、48条1項柱書)。

(b) 法務大臣は、戒告(司法書士法47条1号又は48条1項1号)の処分をしようとするときも、聴聞を行わなければならない(同法49条3項)。

(c) 懲戒の事由があつたときから7年を経過したときは、懲戒処分の手続を開始することができない(司法書士法50条の2:除斥期間)。

(d) 懲戒処分の手続に付された司法書士法人は、清算が終了した後においても、司法書士法6章(懲戒)の規定の適用については、当該手続が終了するまで、なお存続するものとみなされる(同法49条3項)。したがって、懲戒処分中に清算が終了した司法書士法人に対しても、懲戒処分をすることができる。

## 5 供託法（供託規則）

### (1) オンライン供託関係

#### ① 施行日

平成 31 年(2019 年) 3 月 29 日

#### ② 出題範囲となる年度

平成 31 年度(2019 年度)司法書士試験

#### ③ 概 要

オンラインにより金銭の供託に係る申請書情報が送信された場合においては、当該供託について、供託官の告知した納付情報により供託金を納付する旨の申出（金銭の供託をしようとする者が国である場合には、当該者の選択により、供託官の告知した納付情報により供託金を納付する旨の申出又は国庫内の移換の手続による旨の申出）があったものとされる（供託規 40 条 1 項後段）。そして、供託者が電子納付の方法により供託金を納付し、又は国庫内の移換の手続による場合の払込期日までに供託金を払い込み、かつ、法務大臣の定めるところに従い、供託書正本に係る電磁的記録（供託書電子正本）の提供を求めるときは、供託官は、オンラインにより当該電磁的記録を提供しなければならない（供託規 40 条 2 項）。



## (2) 供託金利息関係

### ① 施行日

令和元年(2019年)10月1日予定

\* 現在、パブリックコメントの途中で(令和元年(2019年)7月22日(月)から令和元年(2019年)8月20日(火)まで)。

### ② 出題範囲となる年度

令和2年度(2020年度)司法書士試験予定

### ③ 概要

供託法3条は、供託金には法務省令の定めるところにより利息を付することを要すると規定し、これを受けて供託規則33条1項において、供託金利息の利率を定めている。

今般、昨今の市中金利の動向等を総合的に考慮して、供託金利息の利率を年0.024%から年0.0012%に引き下げるため、供託規則の一部を改正するものである。

[未出の供託規則の改正]

<p>平成 27 年改正 (平成 27 年 10 月 13 日施行)</p>	<p>① 供託をしようとする者は、一定の事項の供託書への記載に代えて、法務大臣の指定する方式に従い当該事項を記録した電磁的記録媒体を当該供託書に添付することができる（供託規 13 条の 3 第 1 項前段）。</p> <p>② 供託振替国債について、その償還期限の 3 日前を経過しているときは、その払渡しを請求することができない（供託規 23 条の 2 第 1 項）。</p>
<p>平成 28 年改正 (平成 28 年 1 月 1 日施行)</p>	<p>払渡しを請求する者が個人である場合において、その者が提示した個人番号カードにより、その者が本人であることを確認することができるときは、印鑑証明書の添付を省略することができる（供託規 26 条 3 項 2 号）。</p>
<p>平成 29 年改正① (平成 29 年 3 月 13 日施行)</p>	<p>払渡しを請求する者が個人である場合において、運転免許証、個人番号カード、在留カードその他の官庁又は公署から交付を受けた書類その他これに類するもの（氏名、住所及び生年月日の記載があり、本人の写真が貼付されたものに限る。）であつて、その者が本人であることを確認することができるものを提示し、かつ、その写しを添付したときは、印鑑証明書の添付を省略することができる（供託規 26 条 3 項 2 号）。</p>
<p>平成 29 年改正② (平成 29 年 4 月 1 日施行)</p>	<p>供託官は、金銭の供託をしようとする者が国である場合には、当該者の申出により、第 18 条の規定による供託物の納入（供託規 18 条）又は供託金の提出（同規 20 条 1 項）に代えて、国庫内の移換の手続による供託金の払込みを受けることができる（同規 20 条の 4 第 1 項）。</p>
<p>平成 30 年改正 (平成 30 年 7 月 1 日施行)</p>	<p>① 支配人その他登記のある代理人によつてオンラインによる供託（供託規 38 条）をする場合において、その申請書情報にその者が電子署名を行い、かつ、その者に係る電子証明書を当該申請書情報と併せて送信したときは、代理人の権限を証する書面を提示することを要しない（同規 39 条 6 項、39 条の 2 第 2 項）。</p> <p>② 登記された法人がオンラインによる供託（供託規 38 条）をする場合において、当該法人の会社法人等番号がその申請書情報と併せて送信され、これにより供託官が当該法人の登記情報を直ちに確認することができるときは、登記所の作成した代表者の資格を証する書面又は代理人の権限を証する書面を提示することを要しない（同規 39 条の 2 第 3 項）。</p>

## 第2部 中上級者のための合格の方法論

【MEMO】

## 1 ガイダンスの趣旨

本ガイダンスは、2020 年度司法書士試験に確実に合格するための最大公約方法論を提示することを目的とする。

## 2 各年度の基準点と合格点等

### (1) 各年度の基準点と合格点

年度	基準点				合格点(基準点との差)
	午前の部	午後の部	記述式	合 計	
H14	81(27 問)	75(25 問)	32.5	188.5	206.0(17.5)
H15	84(28 問)	72(24 問)	36.0	192.0	208.5(16.5)
H16	78(26 問)	72(24 問)	31.5	181.5	197.0(15.5)
H17	87(29 問)	78(26 問)	25.5	190.5	203.5(13.0)
H18	81(27 問)	75(25 問)	31.5	187.5	202.5(15.0)
H19	84(28 問)	84(28 問)	30.0	198.0	211.5(13.5)
H20	84(28 問)	78(26 問)	19.5	181.5	189.5(8.0)
H21	87(29 問)	75(25 問)	41.0	203.0	221.0(18.0)
H22	81(27 問)	75(25 問)	37.5	193.5	212.5(19.0)
H23	78(26 問)	72(24 問)	39.5	189.5	207.5(18.0)
H24	84(28 問)	78(26 問)	38.0	200.0	215.0(15.0)
H25	84(28 問)	81(27 問)	39.0	204.0	221.5(17.5)
H26	78(26 問)	72(24 問)	37.5	187.5	207.0(19.5)
H27	90(30 問)	72(24 問)	36.5	198.5	218.0(19.5)
H28	75(25 問)	72(24 問)	30.5	177.5	200.5(23.0)
H29	75(25 問)	72(24 問)	34.0	181.0	207.0(26.0)
H30	78(26 問)	72(24 問)	37.0	187.0	212.5(25.5)
H31					

\* 記述式問題の配点は、H14～H20 が 52 点、H21～が 70 点である。このことから、H14～H20 までの満点は 262 点、H21～の満点は 280 点となる。

## (2) 記述式問題の基準点

H14 以降の記述式問題の基準点は、次のとおりである。

	基準点／満点	満点に対する得点率
H14	32.5／52	62.5%
H15	36.0／52	69.2%
H16	31.5／52	60.6%
H17	25.5／52	49.0%
H18	31.5／52	60.6%
H19	30.0／52	57.7%
H20	19.5／52	37.5%
H21	41.0／70	58.6%
H22	37.5／70	53.5%
H23	39.5／70 平均点：39.22	56.4%
H24	38.0／70 平均点：37.61	54.2%
H25	39.0／70 平均点：38.69	55.7%
H26	37.5／70 平均点：37.18	53.5%
H27	36.5／70 平均点：36.16	52.1%
H28	30.5／70 平均点：30.05	43.5%
H29	34.0／70 平均点：33.72	48.5%
H30	37.0／70 平均点：36.91	52.8%

(3) その他

① 合格者数等

	出願者数	受験者数 ※	択一式基準点突破者数			記述式基準点突破者数	筆記試験合格者数
			午前	午後	両方		
H23	31,228	25,696	3,706	4,028	2,320	1,220	879
H24	29,379	24,048	2,992	4,101	2,169	1,145	841
H25	27,400	22,494	3,077	3,966	2,177	1,152	794
H26	24,538	20,130	2,525	4,759	2,033	1,065	762
H27	21,754	17,920	3,303	3,339	2,251	1,211	706
H28	20,360	16,725	3,114	3,960	2,280	1,150	659
H29	18,831	15,440	3,069	3,139	2,179	1,143	632
H30	17,668	14,387	2,897	3,461	2,135	1,160	620

※ 「受験者数」とは、午前の部及び午後の部の双方を受験した者の数をいう。

② 直近6回の司法書士試験の合格点等の分析

		H25	H26	H27	H28	H29	H30
①	択一式問題の基準点の突破率	7.9%	8.2%	10%	11%	11%	12%
	[出願者ベース(受験者数ベース)]	(9.6%)	(10%)	(12%)	(13%)	(14%)	(14.8%)
②	筆記試験の合格率	2.8%	3.1%	3.2%	3.2%	3.3%	3.5%
	[出願者ベース(受験者数ベース)]	(3.5%)	(3.7%)	(3.9%)	(3.9%)	(4.0%)	(4.3%)
③	択一式問題の基準点に達したが、記述式問題の基準点に達しなかった人数	1025人	968人	1040人	1130人	1,036人	975人
④	択一式問題の基準点及び記述式問題の基準点を通過したが、筆記試験合格点に達しなかった人数	358人	303人	505人	491人	511人	540人
⑤	総合得点が筆記試験合格点以上であったが、不合格であった人数	71人	95人	50人	65人	77人	66人

### 3 中上級者の意義

中上級者とは、一般に、基礎講座の受講を終え、司法書士試験を1回受験した受験生をいう。基礎講座は、受験生が過去問を一応解くことができるようにするレベルに設定されているため、中上級者とは、過去問を一応解くことができる受験生であるといえる。

\* 中上級者を定義することは、非常に難しい。そのため、2度目の本気で司法書士試験を受験する受験生を中上級者と捉えておけばよい。

### 4 合格への方法論（総論）

#### (1) 満点 280 点

中上級者は、現在の司法書士試験の満点 280 点を狙うべきである。

(理由)

- ① 司法書士試験は、満点を取ることが不可能な試験ではない。
- ② 満点 280 点を狙う勉強は、細かい知識を追い求める勉強ではない。
- ③ 合格していない受験生は、どの程度勉強すれば合格することができるかが分からない。
- ④ 司法書士試験後、筆記試験合格発表までの時間を戦略的に過ごすことができる。

#### (2) 合格に必要なこと（勉強の目的）

司法書士試験に合格するために必要な事項は、過去問を演習及び分析して、既出及び未出の知識をできるだけ多くかつ正確に習得することである。

#### (3) 合格に必要な教材（勉強するツール）

司法書士試験に合格するために必要な教材は、次のとおりである。

- ① 網羅性の高いテキスト
- ② 判例付きの六法
- ③ 過去問（記述式問題の過去問を含む。）
- ④ 未来問(分析問)

\* 多くの中上級者にとって、④は、答練や模試の問題を意味する。



#### (4) 予備校(中上級講座)の利用

司法書士試験に短期で合格するためには、前記(2)に掲げる目的を、上記(3)を使って、早期に実現する必要がある。そして、この早期の実現を担うのが、中上級講座である。

中上級講座は、単に司法書士試験に合格するためにあるのではなく、短期で確実に司法書士試験に合格するためにある。

#### (5) 過去問演習及び分析

##### ① 過去問演習

法務省の過去問に対する考え方をすることができる資料がある。

#### 資料1 筆記試験問題の公開について（司法書士試験・土地家屋調査士試験）

法務省では、平成11年度から、司法書士試験及び土地家屋調査士試験の両試験について、受験者による筆記試験問題の持ち帰りを認めることとしました。

上記の各筆記試験は、多肢択一式選択問題及び記述式問題により行っていますが、特に多肢択一式選択問題については、その性質上、過去に出題した試験問題との重複が避けられないこと、また、公開すれば、過去の試験問題の暗記等による単なる知識の詰め込みや受験テクニックのみによる受験を助長するおそれがあることなどから、従来、非公開としてきましたが、受験者からの要望などを踏まえて、司法書士試験筆記試験及び土地家屋調査士試験筆記試験の問題を平成11年度から公開することとしたものです。なお、試験の公正確保の観点から試験時間中の退出者は問題の持ち帰りはできないこととしております。

過去問演習を行う目的は、同一の論点・知識が再度出題された場合に、確実に得点することができるようにすることである。

同一の論点・知識が再度出題された場合でも、過去の出題と同じ問題文にはならないため、過去問の抽象化を行い、形を変えた過去問論点・知識の出題に対応することになる。

\* 過去問の抽象化は、形を変えた過去問論点・知識を出題する問題において、過去問論点・知識と核を同じくする部分を理解・暗記する作業である。

##### ② 過去問分析

過去問分析を行う目的は、出題傾向を把握し、過去問に出題されることがない論点・知識(未出の論点・知識)が出題された場合に、確実に得点することができるようにすることである。

過去問分析は、過去問の射程を超えることがないように注意して行わなければならない。

\* 過去問の射程を超えるか否かは、過去問論点の有無で判断することができる場合が多い。

**資料 2** 過去問の知識のみで正解することができる問題数とその内訳

1 過去問の知識のみで正解することができる問題数

		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
午前 の 部	憲 法 (3)	0	1	0	1	0	0	0	0
	民 法 (20)	12	14	7	14	10	16	15	13
	刑 法 (3)	1	0	1	3	1	3	2	1
	会社法・商法 (9)	0	1	1	3	0	2	1	0
	合 計	13	16	9	21	11	21	18	14
午後 の 部	民事訴訟法 (5)	3	0	3	5	2	3	2	2
	民事保全法 (1)	1	1	1	1	0	1	1	1
	民事執行法 (1)	0	0	0	1	1	1	1	0
	司法書士法 (1)	0	1	1	1	0	1	1	0
	供 託 法 (3)	1	2	2	3	2	2	3	3
	不動産登記法 (16)	10	11	7	8	7	11	8	9
	商業登記法 (8)	1	1	4	3	3	1	4	2
合 計	16	16	18	22	15	20	20	17	

2 過去問の知識のみで正解することができる問題の内訳

(前注) 問題番号が**囲まれているもの**は、過去問の知識のみで正解を導くことができる問題である。

(1) 午前の部

① 憲 法

		設 問				
		ア	イ	ウ	エ	オ
問 題 番 号	1			H25-1-エ		
	2					
	3					

② 民法

		設 問 ※				
		ア	イ	ウ	エ	オ
問 題 番 号	4			S60-17-4	H25-21-イ	
	5		H21-4-イ		H17-6-ウ	H17-6-エ
	6	H18-8-2	H20-7-オ	H25-10-オ	H17-pm36	H27-11-ウ
	7	H20-10-イ	H3-22-ウ		H16-8-エ	H20-10-ア・エ・オ
	8	H21-9-ア	S60-8-2	H26-8-イ		H27-7-ウ
	9	H27-9-オ		H27-9-エ	H20-11-イ	H20-11-オ
	10	S59-12-2	H2-4-4	S59-12-1		H6-17-ア
	11	H22-9-ウ	H7-9-2	H27-10-オ	H10-9-イ,	H22-9-オ
	12	H24-8-3				H24-12-イ
	13		S59-15	H13-8-4		
	14	H15-10-ウ	H29-8-ア	H2-20-1	H25-13-ア	H25-13-イ
	15	H27-15-ア		H29-15-オ		H30-15-イ
	16					
	17	H11-5-4				H19-18-イ
	18		H15-20-イ	H8-5-オ	H15-20-オ	
	19	H3-6-1	H16-20-エ			
	20	H14-19-オ		H20-22		
	21			H15-21-ウ		
	22	H1-19-オ			H13-22-ウ	
	23	H25-22, H24-23, H23-22-ア, H15-24, H1-22, S61-19, S60-16, S57-22				

※ 第18問、第20問及び第23問は、ア～オではなく、1～5である。

③ 刑 法

		設 問				
		ア	イ	ウ	エ	オ
問 題 番 号	24	S61-25-5	H6-25-ウ	H26-24-エ	H22-24-オ	H26-24-イ
	25	S62-28-5	H24-26-オ		H9-26-4	
	26					

④ 会社法及び商法（会社法については、会社法の出題が開始された H18 以降の過去問に限る。）

		設 問 ※				
		ア	イ	ウ	エ	オ
問 題 番 号	27		H18-32-ウ	H23-27-イ		H21-27-2
	28	H21-28-ウ	H21-28-イ			H18-28-エ
	29					
	30					
	31					H22-30-イ
	32					
	33				H26-32-オ	
	34					
	35			H22-35-オ		

※ 第 28 問は、ア～オではなく、1～5である。

(2) 午後の部

① 民事訴訟法、民事保全法及び民事執行法

		設 問				
		ア	イ	ウ	エ	オ
問 題 番 号	1	H23-1-オ				H23-1-ウ
	2		H23-am11-3	H22-4-オ	H22-4-ウ	
	3					
	4	H16-3-イ	H18-1-エ	H17-4-エ	H24-4-7	S61-6-4
	5			H26-2-エ	H18-4	
	6	(H19-6-7)	H29-6-ウ	H26-6-ウ	H10-7-(4)	H12-7-オ
	7	H27-7-5			H27-7-3	

② 司法書士法及び供託法

		設 問				
		ア	イ	ウ	エ	オ
問 題 番 号	8					S60-10-4
	9	H19-10-イ	H25-11-ア	H25-11-イ	H25-11-エ	H19-10-オ
	10	H25-10-ア	H27-10-オ	H15-11-3	H26-9-ア	H26-9-イ
	11	H26-11-イ	H22-11-イ	H22-11-ア	H26-11-ウ	H26-11-ア

③ 不動産登記法

		設 問				
		ア	イ	ウ	エ	オ
問 題 番 号	12	H17-17-イ	H17-17-エ		H20-27-エ	H20-27-ウ
	13			H14-23-2	H2-20-1	
	14		H26-16-ア	H5-17-3	H15-21-1	H20-15-エ
	15			H27-26-ウ	H17-14-ウ	
	16	H27-15-ア	H10-25-ア			
	17	H18-13-エ		H10-20-エ	H5-23-エ	H29-14-ウ
	18			賃：H30-23-ウ	賃：H7-14-5	
	19				H7-12-5	
	20	H15-12-2	H20-20-ウ	H3-31-4		H19-22-(Ⅱ)
	21	S61-23-3				H3-24-4
	22		H21-23-エ	H15-15-オ	H25-20-イ	H25-20-エ
	23	H24-24-カ	H15-17-ウ	H24-16-ウ		
	24	S58-24-2	H9-17-2			
	25	H24-20-オ	H9-21-3	H9-16-オ	H26-14-オ	
	26					
27						

④ 商業登記法

		設 問				
		ア	イ	ウ	エ	オ
問 題 番 号	28	H13-31-ア改			H21-28-ウ	
	29		H25-31-イ	H30-31-ア		
	30		H26-33-エ		H23-31-ア	H22-29-ウ
	31					
	32	H22-31-ア		(H26-35-ウ)		
	33	H25-34-ア	H22-32-ア		H23-35-ア	
	34			H22-34-エ		
	35				(H24-35-ア)	H22-35-オ

## 5 方法論(各論)

### (1) 択一式問題

#### ① 憲法

(a) 典型論点(過去問論点を含む。)を題材とする推論問題

\* 典型論点を広く捉える。

(b) 判例の理論及び結論

(c) 未出の分野

#### ② 民法

判例

\* 債権関係, 相続関係の改正

#### ③ 刑法

判例(過去問論点を中心)

#### ④ 会社法及び商法

(a) 会社法(条文の抽象化)

(b) 判例(旧商法・判例)

(c) 商法(判例を含む。)

(d) 平成26年会社法一部改正

\* **資料3**参照

#### ⑤ 民事訴訟法, 民事執行法及び民事保全法

(a) 過去問

(b) 判例

(c) 近年の改正法

#### ⑥ 司法書士法

(a) 司法書士法(§3[業務], §22[業務を行ない得ない事件], §26~46[司法書士法人])

(b) 過去問(平成11年以前の過去問を含む。)



⑦ 供託法

- (a) 弁済供託（過去問中心）
- (b) 執行供託
- (c) 供託規則（近年の供託規則の一部改正を含む。）

⑧ 不動産登記法

- (a) 過去問（各論及び各論的総論）
- (b) 総論

⑨ 商業登記法

- (a) 株式会社に関する登記
- (b) 持分会社に関する登記
- (c) 個人商人に関する登記，外国会社に関する登記
- (d) 一般社団・財団法人に関する登記
- (e) 総論
- (f) 平成 27 年 2 月商業登記規則改正
  - ・ 取締役，監査役又は執行役の就任を承諾したことを証する書面に関する改正（本人確認証明書関係。商登規 61Ⅶ）
  - ・ 代表取締役等が辞任したことを証する書面に関する改正（商登規 61Ⅷ）
  - ・ 役員等の氏の記録に関する改正（商登規 81 の 2）
- (g) 平成 27 年 10 月商業登記規則改正
  - ・ 会社法人等番号関係（商登法 19 の 3，商登規 36 の 3）
- (h) 平成 28 年 4 月商業登記規則改正
  - ・ 登記すべき事項につき株主総会の決議を要する場合等の変更の登記の申請書の添付書面（株主リスト。商登規 61Ⅱ・Ⅲ）

**資料 3** 平成 26 年会社法一部改正

改正事項

- ① 子会社等及び親会社等の定義の創設
- ② 監査等委員会設置会社制度【H30-am30-ウ, H28-am31, H28-pm37】
- ③ 社外取締役及び社外監査役の要件【H30-pm37】
- ④ 発行可能株式総数【株式の併合関係：H30-pm37】
- ⑤ 株式買取請求に係る株式等の買取りの効力が生ずる時等
- ⑥ 株式買取請求に係る株式等に係る価格決定前の支払制度
- ⑦ 株主名簿等の閲覧等の請求の拒絶事由
- ⑧ 全部取得条項付種類株式の取得
- ⑨ 特別支配株主の株式等売渡請求
- ⑩ 株式の併合により端数となる株式の買取請求
- ⑪ 募集株式が譲渡制限株式会社である場合等の総数引受契約【H29-pm30-ア, H28-pm31-イ】
- ⑫ 支配株主の異動を伴う募集株式の発行等【H28-pm31-ウ】
- ⑬ 仮装払込みによる募集株式の発行等【H28-am27-エ】
- ⑭ 新株予約権無償割当てに関する割当通知【H29-pm31-エ】
- ⑮ 社外取締役を置いていない場合の理由の開示
- ⑯ 会計監査人の選任等に関する議案の内容の決定【H27-pm29-イ】
- ⑰ 企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備
- ⑱ 取締役及び監査役の一部免除
- ⑲ 親会社による子会社の株式等の譲渡
- ⑳ 会社分割等における債権者の保護【H28-am33-エ】
- ㉑ 組織再編等の差止請求
- ㉒ 略式組織再編、簡易組織再編等における株式買取請求【H31-am34-エ, H30-am34-イ】
- ㉓ 準備金の計上に関する特則
- ㉔ 株主総会等の決議の取消しの訴えの原告適格【H28-am34】
- ㉕ 株主代表訴訟の原告適格の拡大等
- ㉖ 監査役の監査の範囲に関する登記【H30-pm32-イ, H27-am30-イ】

## (2) 記述式問題

### ① 出題傾向（全体）

不動産登記法・商業登記法ともに、出題されている論点は、基本的である。

出題形式の困難にいかに対応するかが課題である。

#### \* 出題形式の困難

- ・ 論点を構成する要素の細分化と配置
- ・ 答案作成に当たっての注意事項
- ・ 答案用紙への記載量の増加
- ・ 問題文の長文化

### 【時間配分・解答順序】

記述式問題に関しては、意図的に時間をかけさせる問題が出題されていると考えられる。また、午後の部における択一式問題と記述式問題とを併せた総合的な時間設定の判断が誤っている（択一式問題と記述式問題との重複が少ないことから、内容の判断はされていると思われる。）。

以下、対策を掲げておく。

#### ① 時間配分に関して、択一式問題の解答時間は、マーク作業を含めて60分以内

- \* 現場における最も効果の高い記述式問題対策：解答時間の確保

↓

択一式問題の解答時間の短縮

↓

択一式問題において、検討する設問数を減らすなどの解法テクニックの使用

解法テクニック：組合せ問題における「一応」の廃止

#### ② 解答順序に関して、合格者の多くは、択一式問題⇒不動産登記法の記述式問題、商業登記法の記述式問題の順序で解答しているが、近年の出題を見ると、記述式問題を先に検討することを選択肢に入れても良いと考える。

- \* 最も理想的なのは、その年度の問題に応じて、臨機応変に対応できることである。

② 対策（全体）

記述式問題対策は、以下の3つをその柱とする。

(a) 民法，不動産登記法，会社法及び商業登記法等の論点の理解及び暗記

\* 択一式問題対策の勉強と同じである。ただし、記述式問題化（ある論点が記述式問題で出題された場合に、当該論点を構成する要素がどのようなものとなり、また、どこに配置されるかを検討すること）が必要となる。

(b) 解法の訓練

記述式問題対策は、暗記である。

(c) 申請情報例及び申請書例の暗記

\* 答案用紙の大部分は、申請情報（不動産登記法）又は申請書（商業登記法）の内容を記載する欄で占められている。

③ 不動産登記法

(a) 過去問論点

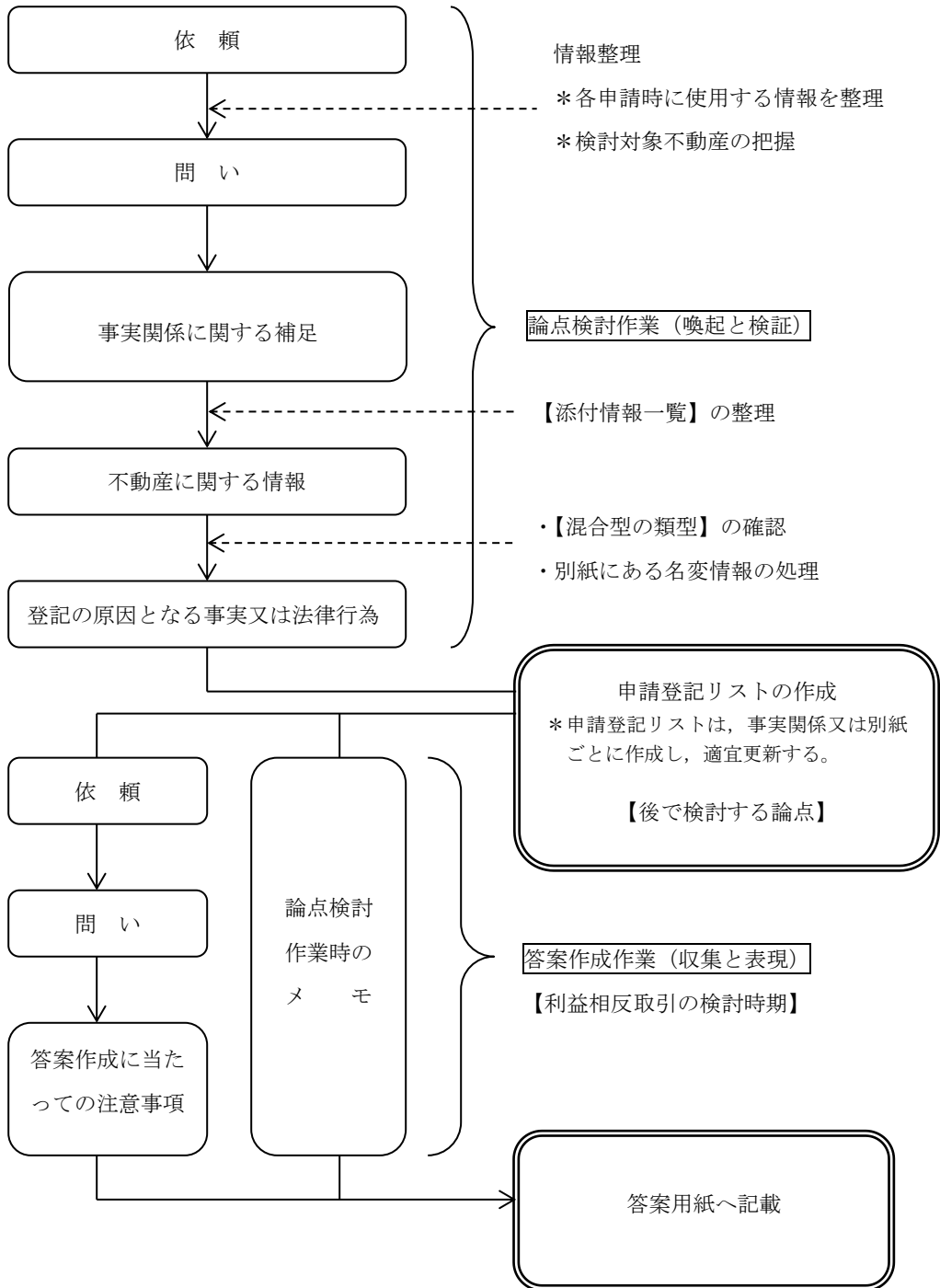
(b) 記述式問題において未出の択一式問題の過去問論点

④ 商業登記法

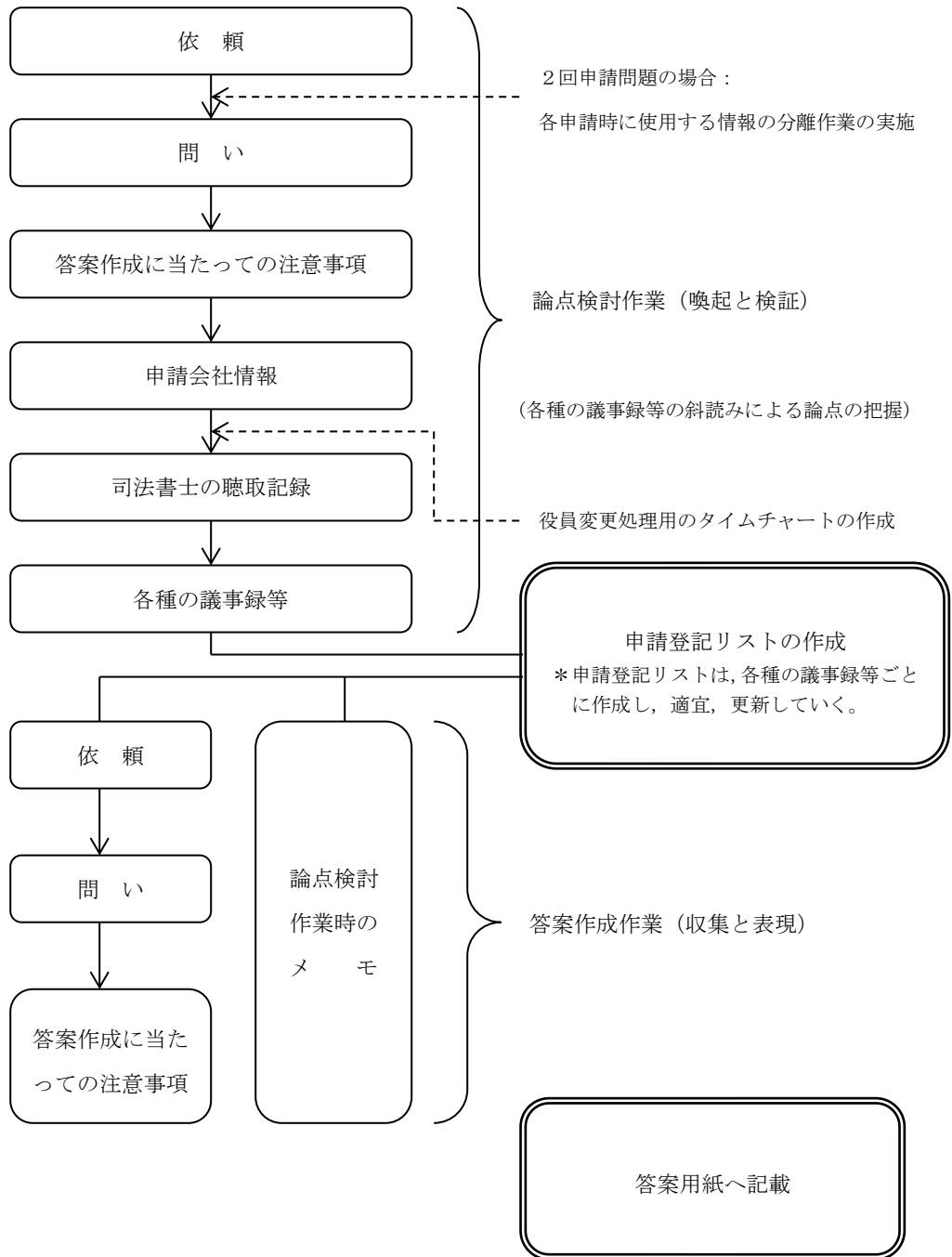
会社法・商業登記法のトピック的な論点の習得

【処理手順】

① 不動産登記法



② 商業登記法



【既出論点の出題】

① 不動産登記法

H31	数次に相続があった場合の登記手続	H30, H22
	前提登記としての登記名義人の住所の変更の登記	H29, H28, H26, H25, H24, H21, H20
	会社と取締役との利益相反取引	H28, H27, H26, H23, H21 等
H30	数次に相続があった場合の登記手続	H22
	地上権の設定の登記	H29, H26 (以上, 賃借権)
H29	前提登記としての登記名義人の住所等の変更の登記	H28, H26, H25, H24, H21, H20
	相続登記の更正の登記	H8
	抵当権の債務者に相続があったことによる変更の登記	H15, H9
	賃借権の設定の登記	H26
H28	財産分与による所有権(持分)の移転の登記	S63
	前提登記としての登記名義人の住所等の変更の登記	H26, H25, H24, H21, H20
	登記の抹消に際しての債務者の変更の登記の省略	H25, H21, H11, H2
	抵当権の登記の抹消の前提としての 合併を原因とする抵当権の移転の登記	H20, H2, S61
	一部譲渡による根抵当権の移転の登記	H3, S61
	債務者及び被担保債権の範囲の変更による 根抵当権の変更の登記	H3 等
	共同根抵当権の追加設定の登記	H5 等
	会社と取締役との利益相反取引	H27, H26, H23, H21 等
H27	根抵当権の債務者に相続が開始した後6か月以内に指定債務者の合意の登記がされないことによる当該根抵当権の元本の確定	H12, H10
	一部弁済による元本の確定後の根抵当権の一部移転の登記	H13
	極度額の増額による根抵当権の変更の登記	H5
	全部譲渡による根抵当権の移転の登記	H5
	被担保債権の範囲の変更による根抵当権の変更の登記	H5
	会社と取締役との利益相反取引	H26, H23, H21 等

H26	前提登記としての登記名義人の住所等の変更の登記	H25, H24, H21, H20
	売買による所有権の移転の登記の前提とする担保権の登記の抹消	H25
	会社と取締役との利益相反取引	H23, H21 等
H25	前提登記としての登記名義人の住所等の変更の登記	H24, H21, H20
	遺贈の登記と相続登記の順序	H1
	登記名義人の住所等の変更の登記の省略	H21
	清算型遺贈があった場合の登記手続	H15
	登記の抹消に際しての債務者の変更の登記の省略	H21, H11, H2
H24	前提登記としての登記名義人の住所等の変更の登記	H21, H20
	農地の所有権の一部移転の登記(遺留分減殺)	H7
	持分の移転の登記(共有物分割)	H11
H23	所有権の移転の登記(会社分割)	H16
	根抵当権の債務者の変更の登記(相続)	H18, S58
	指定債務者の合意の登記	H18, S58
	会社と取締役との利益相反取引	H21 等
H22	登記名義人の氏名の変更の登記(相続人不存在)	H2
	及ぼす変更の登記	S60



② 商業登記法

H30	吸収合併	H24
	株式の分割及び発行可能株式総数の変更	H18
	事業年度の変更	H23, H20
H30	取締役会設置会社の定めの設定	H21, H18
	監査役会設置会社の定めの設定	H21(設定), H20(設定:申請代理不可事項)
	支配人の代理権消滅	H29(解散したことにより抹消する記号が記録された支配人の辞任の可否) H25(後見開始の審判を受けた支配人の解任の可否)
	公開会社化(株式の譲渡制限に関する規定を廃止することによる公開会社化:登記不可事項)	H29(非譲渡制限株式でない株式を発行することによる公開会社化) H24(通常の株式会社への移行の際にした株式の譲渡制限に関する規定の定め廃止による公開会社化)
H29	本店移転(管轄内本店移転)	H26, H23(以上,管轄外本店移転)
	公開会社化(非譲渡制限株式でない株式を発行することによる公開会社化)	H24(通常の株式会社への移行の際にした株式の譲渡制限に関する規定の定め廃止による公開会社化)
	支配人を置いた営業所移転(本店移転)	H25(支店移転)
	支配人の代理権消滅(解散したことにより抹消する記号が記録された支配人の辞任の可否)	H25(後見開始の審判を受けた支配人の解任の可否)
H28	新株予約権の行使	H21, H18
	監査役設置会社の定め廃止	H26, H19
	代表取締役の予選	H20(登記不可事項)
H27	取締役会設置会社の定めの設定	H25, H24
	監査役設置会社の定めの設定	
	定款の任期に関する定め短縮	H25, H21
	募集株式の発行	H25, H20

H26	本店移転	H23
	株式の譲渡制限に関する規定の設定	H23
	監査役設置会社の定め廃止	H19
H25	定款の任期に関する定め短縮	H21
	資本金の額の減少	H23
	募集株式の発行	H20
H23	監査役会設置会社(廃止)	H21(設定), H20(設定:申請代理不可事項)
	事業年度の変更	H20
	会計監査人の自動再任	H20

## 6 上級(総合)本科生等

このレジュメで示した対策を行うのが、TAC/Wセミナーの中上級講座：上級(総合)本科生である。

### 【上級(総合)本科生を構成する各講座の使用教材】

講座名		使用教材
択一式対策講座	理論編	テキスト1 + トレーニング (オプション教材)
	実践編	テキスト2 + 実践総合演習用教材
記述式対策講座	理論編	テキスト3
	実践編	テキスト4

#### (1) テキスト1

業界一網羅性の高いテキスト

※ 2019年合格目標 択一式対策講座【理論編】のバッチリ網羅は、資料4のとおりである。

#### (2) テキスト2

出題可能性が高い論点・知識を題材とする設問別問題集と図表等

#### (3) テキスト3

記述式問題の出題傾向、解法、出題可能性がある論点の説明書

#### (4) テキスト4

出題可能性がある論点等を題材とする論点別の問題集等

以上







【担当講師】

ひめの ひろゆき  
姫野 寛之



担当講座

- コース 基礎総合コース
- 上級総合本科生
- 単科 基礎マスター
- 択一式対策講座【理論編】
- 択一式対策講座【実践編】
- 記述式対策講座
- 択一予想論点マスター講座
- 予想論点ファイナルチェック

ブログ 姫野司法書士試験研究所

<http://hiroyukihimeno.blog42.fc2.com/>



【MEMO】





(前注) 上級総合本科生『択一式対策講座【理論編】』に係る『バッチリ網羅』の定義について

- α) 判定手続(択一式のみ): 本試験問題とテキストの記述を“肢単位”で比較し『バッチリ網羅』を判定する。
- β) 定義: 論点が同一で、且つ正答を導き出すためのポイント・条文・判例等がテキストに明記されている場合を『バッチリ網羅』とする。

## 1 総合

	網羅設問数	網羅率(正解できる問題数)
午前の部	170/175	97.1%(35問) ※
午後の部	167/175	95.4%(35問) ※
合計	337/350	96.2%(70問)

※ 正解できなかった問題は、存在しない。

### 【担当講師: 姫野からのメッセージ】

択一式対策講座【理論編】のテキストは、僕が受験生の時に欲しかったものを形にしました。  
そこから出題されることが確実で、理解・暗記に集中できる教材。

薄さを売りにする教材もありますが、僕は、教材の厚さ・薄さの議論に意味はないと考えています。

理由を書かず、図表中心にすれば、教材は薄くなります。

逆に、理由を書き、図表を少なくすれば、教材は厚くなります。

理由の部分は、理解したら何度も繰り返し読むこともないわけで、テキストの実質的な厚さは、あまり変わりません。

確実な合格が、僕の講師としての至上命題です。

司法書士試験は、博打ではありません。

計算して確実に合格できるものです。

(前注) 設問の欄の[ ]は、択一式対策講座【理論編】のテキストの記述に基づいて正解することができない設問である。

## 2 午前の部

		設 問 ※					
		ア	イ	ウ	エ	オ	
第1問	憲 法	憲・刑 p23	憲・刑 p25	憲・刑 p23	憲・刑 p24	憲・刑 p26	
第2問		憲・刑 p168	憲・刑 p220	憲・刑 p231		憲・刑 p176	
第3問		憲・刑 p250					
第4問	民 法	民 I p4	民 I p4	民 II p319	民 II p282	民 II p411	
第5問		民 I p67	民 I p69	民 I p69	民 I p70	民 I p69	
第6問		民 I p101	民 I p78	民 I p93	民 I p79	民 I p94	
第7問		民 I p137	民 I p137	民 I p137	民 I p138	民 I p137	
第8問		民 I p130	民 I p130	民 I p110	民 I p118	民 I p110	
第9問		民 I p147	民 I p158	民 I p149	民 I p156	民 I p154	
第10問		民 I p170	民 I p171	民 I p170	民 I p170	民 I p171	
第11問		民 I p184	民 I p183	民 I p181	民 I p180	民 I p185	
第12問		民 I p225	民 I p220	民 I p226	民 I p223	民 I p221	
第13問		不登I p352, 民I p235	民 I p235	民 I p138	民 I p287	民 II p177, p187	
第14問		民 I p172	民 I p112	民 I p256	民 I p256	民 I p257	
第15問		民 I p305	民 I p313	民 I p313	民 I p313	民 I p314	
第16問		民 II p49	民 II p58	民 II p52	民 II p56	民 II p51・52	
第17問		民 II p70	民 II p70	民 II p72	民 II p68	民 II p69	
第18問		民 II p119	民 II p120	民 II p119	民 II p119	民 II p120	
第19問		民 II p239	民 II p239・240	民 II p238・239	民 II p239	民 II p238	
第20問		民 II p280	民 II p281	民 II p289	民 II p282	民 II p281	
第21問		民 II p295	民 II p299	民 II p300	民 II p302	民 II p303	
第22問		民 II p401	民 II p397	民 II p409・410	民 II p416	民 II p403	
第23問		民 II p347, p359, p363					
第24問		刑 法	憲・刑 p477	憲・刑 p465	憲・刑 p475	憲・刑 p456	憲・刑 p477
第25問			憲・刑 p611	憲・刑 p611	憲・刑 p612	憲・刑 p608	憲・刑 p611
第26問			憲・刑 p545	憲・刑 p546	憲・刑 p545		憲・刑 p548
第27問	会 社 法 商 法	会・商 p19	会・商 p21	会・商 p22	会・商 p18	会・商 p25	
第28問		会・商 p135	会・商 p134	会・商 p172	会・商 p133	会・商 p134	
第29問		会・商 p179	会・商 p179	会・商 p209	会・商 p191, p455	会・商 p178	
第30問		会・商 p86	会・商 p224	会・商 p234		会・商 p237	
第31問		会・商 p285	会・商 p286		会・商 p282	会・商 p288	
第32問		会・商 p360	会・商 p365	会・商 p365	会・商 p366・367	会・商 p402	
第33問		会・商 p407		会・商 p426, 429	会・商 p446	会・商 p518	
第34問		会・商 p491	会・商 p556	会・商 p487	会・商 p549	会・商 p556	
第35問		会・商 p639	会・商 p678	会・商 p679	会・商 p679	会・商 p677	

※ 第18問, 第20問, 第23問及び第28問は, ア～オではなく, 1～5である。

3 午後の部

		設 問				
		ア	イ	ウ	エ	オ
第1問	民訴法	民訴等 p18			民訴等 p7	民訴等 p16
第2問		民訴等 p134	民Ⅱp123	民訴等 p196	民訴等 p197	
第3問		民訴等 p143	民訴等 p145	民訴等 p139・140	民訴等 p141・142	民訴等 p140・141
第4問		民訴等 p153	民訴等 p167	民訴等 p165	民訴等 p165, p171	民訴等 p175
第5問			民訴等 p207	民訴等 p214	民訴等 p213	民訴等 p206
第6問	民保法	民訴等 p449	民訴等 p449	民訴等 p449・450	民訴等 p446	民訴等 p445
第7問	民執法	民訴等 p296	民訴等 p296	民訴等 p305	民訴等 p296	民訴等 p429
第8問	司書法	供・書 p250	供・書 p254	供・書 p265	供・書 p261	供・書 p254
第9問	供託法	供・書 p116	供・書 p116	供・書 p117	供・書 p116	供・書 p118
第10問		供・書 p134	供・書 p135	供・書 p136	供・書 p132	供・書 p166
第11問		供・書 p74	供・書 p75	供・書 p75	供・書 p76	供・書 p103
第12問	不登法	不登Ⅰ p116	不登Ⅰ p117		不登Ⅰ p143	不登Ⅰ p163
第13問		不登Ⅰ p200	不登Ⅰ p200	不登Ⅰ p197	不登Ⅰ p199	不登Ⅰ p224
第14問		不登Ⅰ p93・94	不登Ⅰ p93	不登Ⅰ p89	不登Ⅰ p94	不登Ⅰ p91
第15問		不登Ⅰ p223	不登Ⅰ p230	不登Ⅰ p253	不登Ⅰ p222	不登Ⅰ p222
第16問		不登Ⅰ p259	不登Ⅰ p259	不登Ⅰ p261	不登Ⅰ p261・262	不登Ⅰ p261
第17問		不登Ⅰ p255・256	不登Ⅰ p90	不登Ⅰ p257	不登Ⅱp185	不登Ⅰ p407・408
第18問		賃貸借 地役権：不登Ⅰ p315	賃貸借：不登Ⅱp165 地役権：不登Ⅰ p317	賃貸借：不登Ⅱp89 地役権	賃貸借：不登Ⅱp220 地役権：不登Ⅱp219	賃貸借：不登Ⅰ p330 地役権：不登Ⅰ p322
第19問		不登Ⅰ p81	不登Ⅰ p336	不登Ⅰ p333	不登Ⅰ p334	不登Ⅰ p329
第20問		不登Ⅰ p346	不登Ⅰ p368	不登Ⅰ p381	不登Ⅰ p405	不登Ⅱ p166
第21問		不登Ⅱ p7	不登Ⅱ p32	不登Ⅱ p34	不登Ⅱ p7	不登Ⅱ p3
第22問		不登Ⅱ p179	不登Ⅱ p180	不登Ⅱ p181	不登Ⅱ p179	不登Ⅱ p180
第23問		不登Ⅱ p139	不登Ⅱ p141	不登Ⅱ p139	不登Ⅱ p141	不登Ⅱ p139
第24問		不登Ⅰ p356	不登Ⅰ p356・357	不登Ⅱ p11	不登Ⅱ p11	不登Ⅱ p11
第25問		不登Ⅱ p58	不登Ⅱ p29	不登Ⅰ p306	不登Ⅰ p278	
第26問		不登Ⅱ p253	不登Ⅱ p253	不登Ⅱ p253	不登Ⅱ p253	不登Ⅱ p253
第27問		不登Ⅰ p423	不登Ⅰ p423	不登Ⅰ p423	不登Ⅰ p428	不登Ⅰ p428
第28問		商登法	商登 p73	商登 p91	商登 p94	商登 p112
第29問	商登 p217		商登 p194・195	商登 p155	商登 p159, 161	商登 p158
第30問	商登 p181~183, p198		商登 p182・183	会・商 p156	商登 p173・174	商登 p183
第31問	商登 p201		商登 p208	商登 p208	商登 p191, p225	商登 p237
第32問	商登 p562		商登 p416, p435	商登 p509	商登 p409	商登 p134
第33問	商登 p375		商登 p378	会・商 p383	商登 p381	商登 p372, p377
第34問			商登 p406, p408	商登 p416	商登 p405, p450	商登 p451・452
第35問	商登 p623		商登 p686	商登 p619	商登 p674	商登 p680